

大分県認知症疾患医療センター指定医療機関募集要項

1 目 的

大分県では、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状（行動・心理症状）と身体合併症への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携、人材の育成等を行う「大分県認知症疾患医療センター」（以下「センター」という。）を県内に8箇所設置しています。

今後、増加が見込まれる認知症の人とその家族を地域で支え、認知症の人が状態に応じて安定した適切な医療・介護・生活支援等の支援を受けることが出来る体制の充実強化を図るため大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、新たに事業を委託する指定医療機関の募集を行います。

2 業務内容

- (1) 別添「大分県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「県要綱」という。）」に定める以下の業務
- ① 鑑別診断とそれに基づく初期対応
 - ② 行動・心理症状（B P S D）と身体合併症への急性期対応
 - ③ 専門医療相談
 - ④ 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営
 - ⑤ 地域の認知症医療従事者、地域包括支援センター等に対する研修会の開催
 - ⑥ 認知症に関する普及啓発・情報発信
 - ⑦ 診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援

3 対象地域・指定予定数

- (1) 対象地域：南部医療圏（佐伯市）
- (2) 指定予定数：1箇所
- (3) 類型：地域型

4 応募資格

以下の全ての条件を満たす大分県内の医療機関。

- (1) 令和7年3月31日老発0331第21号厚生労働省老健局長通知「認知症施策等総合支援事業の実施について」の別添2「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）（県ホームページに資料掲載）の設置基準（地域型）を満たしていること。若しくは令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に設置基準を満たすこと。
- (2) 県要綱に示した事業内容を実施できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加

者の資格)に規定する一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと。

- (4) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買い入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成26年4月8日大分県告示第238号)に基づく指名停止中の者でないこと。
- (5) 大分県暴力団排除条例(平成22年大分県条例第33号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

5 指定期間

令和8年4月1日以降県の定める日から令和9年3月31日までとします。

なお、当該事業における事業内容については、県及び指定病院と協議の上、年度毎に契約を締結するため、委託契約書又はこれに関連する法令等に定められた事項を遵守しない場合は、指定期間の満了を待たずに指定を解除することがあります。

6 委託料

各事業年度の予算の範囲内で決定します。

7 委託対象経費

対象経費はセンターの運営に必要なものとし、その内訳は、賃金、報酬、社会保険料、報償費、旅費、需要費(消耗品、会議費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、広告料等)、使用料及び賃借料、委託料で構成するものとします。

ただし、診療報酬によりその費用負担がなされるものについては、委託経費の対象に含まないものとします。

8 応募方法等

- (1) 募集期間 令和8年3月3日(火)から3月16日(月)(必着)

- (2) 応募方法

電子申請システムによる申込

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/6598836750335952693>

※電子申請については、既に県の電子申請システムでアカウント登録済みの場合は、案内に従って必要事項を入力し申請して下さい。アカウント登録がお済みでない場合は、アカウント登録が必要となりますので、アカウント登録後、案内に従い必要事項を入力し申請して下さい。

- (3) 提出書類

以下のア～コまでの書類

- ア 大分県認知症疾患医療センター指定医療機関応募申請書(様式1)
- イ 大分県認知症疾患医療センター応募調書(様式2)
- ウ 業務履歴書(様式3)

- エ 連携体制一覧表（様式４－１）
- オ 大分県認知症疾患医療センター事業運営に係る連携体制承諾書（様式４－２）
- カ 専門医療相談を行う組織の体制図（様式５）
- キ 医療相談室に精神保健福祉士、保健師以外の者を配置する場合、該当する者の業務履歴（任意様式）
- ク 医療機関の業務概要が分かるパンフレット等（電子申請システムでの提出が難しければ、下記１３宛に２部郵送下さい。（令和８年３月１６日（月）必着））
- ケ 別紙1-1 認知症疾患医療センター設置基準に係る調査表（国基準）【地域型】
- コ 別紙1-2（令和８年４月１日から令和９年３月３１日の間に設置基準を満たす予定の医療機関のみ）大分県認知症疾患医療センター設置基準に係る申出書

（４）応募に関する質問

ア 受付期間

令和８年３月６日（金）まで

イ 質問方法

電子申請システムにて申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/3483397145075273583>

ウ 回 答

令和８年３月１０日（火）までにメールにて回答します。また県のホームページ上に随時掲載します。

９ 指定医療機関の選定

（１）選定方法

提出された書類を審査して、県が選定します。

なお、必要に応じて、書類選考に加えて応募者からのヒアリングや提出書類に関し市町村等関係機関からの意見を聴取する場合があります。また、参考資料等の追加提出をお願いすることがあります。

（２）審査項目

ア 運営方針

イ 事業実施体制

ウ 事業実施計画

エ 実績

（３）結 果

結果は応募者全員に文書で通知します。

（４）そ の 他

指定に関する異議には一切応じません。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 応募資格のない者が応募申請書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて応募申請書を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 破産等、契約履行が困難と認められる場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、申請に当たり著しく信義に反する行為があった場合

1 1 その他留意事項

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は一切返却しません。
- (3) 応募申請書提出後の申請内容の変更は一切認めません。
- (4) 提出された書類について、大分県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、その内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、大分県情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。

1 2 指定までのスケジュール（案）

- (1) 応募申請受付 令和8年3月3日（火）から3月16日（月）
- (2) 選定結果の通知 令和8年3月下旬（予定）
- (3) 指定手続 令和8年3月下旬（予定）

1 3 問合わせ先

大分県福祉保健部高齢者福祉課

地域包括ケア推進班 担当：幸野

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2767